

2007年12月15日

「グリーン購入法に係る特定調達品目及びその判断の基準等の見直し」に関する意見

氏名：古紙問題市民行動ネットワーク 代表 中村正子

住所：〒162-0051 東京都新宿区西早稲田1-9-19 207 日本消費者連盟内

今後の世界の人口増加は必至ですが、紙需要の増加も予測されています。2002年に3億3100万トン、2005年に3億5300万トンだった世界の紙・板紙の需要ですが、2010年には4億トン、2015年には4億6000万トンの需要が予測されています（王子製紙調べ）。それを新規の植林でまかなおうとすれば、必要な面積は約1000万haになりますが、実際に新たに植林できる面積は約500万haとも言われ、その不足分を補うには、古紙を最大限活用することが大前提となります。

今回の原案の最大の問題点は、環境省が、こうした中長期的な視点を持たず、一部製紙メーカーの「再生紙よりもバージンパルプの方が環境にやさしい」という主張を否定しながら、分別回収に携わる市民や業者の意見をなんら聞くこともなく、製紙業界の思惑にそって古紙の利用率を緩和する基準改正案を作ったというところにあります。その理由は説明になっていないばかりか、グリーン購入法の立法精神に反すると思えますので、以下のように反対意見を述べます。

< 該当箇所 >

2. 紙類 (1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】 コピー用紙 <P3-4>

< 意見内容 >

現行の「古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること」をそのまま継続してください。古紙パルプをバージンパルプに置き換えることに反対します。

< 理由 >

1. グリーン購入法は「持続的発展が可能な社会の構築を推進する」ことを目的としており、メーカー都合で改訂されるべきものではありません。一部の製紙メーカーの方針転換で古紙回収事業者や需要サイドに混乱が生じていることが今回の見直しの理由になっていますが、このような改訂は、製紙メーカーの都合を容認するにすぎず、混乱の是正には逆効果だと思われまます。
2. 資源の有効利用の観点、及び古紙パルプの高配合は製造時の生産プロセスエネルギーが大きく抑えられるという観点から、従来通り古紙の配合率を極力高く設定することが望ましく、法の主旨とも合致します。
3. 事業者側の主張は古紙を輸出し続けることを前提にしていますが、中国での古紙需要がいつまで続くかは不明です。また、輸出入に頼るのではなく、国内での「地産地消」をめざすことが世界的に認知されている循環型社会の基本であると考えます。

4. 製造過程では、バージンパルプより古紙パルプの方が化石燃料由来のCO2排出量が多いというデータがありますが、これは白色度80%の高級紙（A2コート紙）製造の際のデータであり、「白色度70%程度以下」と規定されているコピー用紙や印刷用紙（塗工紙及びカラー用紙を除く）には該当しません。また現在製紙メーカーでは、バージンパルプ製造時や古紙パルプ製造時に限らず脱化石燃料化でバイオマス燃料への転換が急速に進められており、バージンパルプ製造時の黒液の優位性を主張する根拠がなくなっています。
5. 白色度を下げることにより、CO2総排出量が減少することは周知の事実ですので、検討すべき見直し事項は白色度を下げることであり、古紙パルプ配合率を減らすことではありません。
6. 現在、輸出価格に連動して国内古紙価格が上がり、製紙メーカーは安い古紙を購入しにくい状況にあります。グリーン購入判断基準をゆるめることで古紙配合率の低下を正当化するやり方は間違いです。
7. 印刷情報用紙の生産量は紙全体の37%を占めています。そのうちの古紙利用率は2004年で27%に過ぎず、むしろこの分野の古紙利用を進めていくべきだと考えます。
8. 「環境に配慮された原料」とは、「持続可能な森林経営」が継続的に行われている人工林からのものであり、原産国の森林認証を受けている森林であっても天然林を対象にすることは認められません。
9. 製紙業界の目標である古紙利用率62%でさえまだ達成されていない現在、判断基準で古紙配合率を下げることは古紙利用率目標を緩和し、古紙リサイクルにブレーキをかけることとなります。

< 該当箇所 >

2. 紙 類 (1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】インクジェットカラープリンター用塗工紙 < P3 - 4 >

【印刷用紙】印刷用紙(カラー用紙を除く) < P5 - 6 >

印刷用紙(カラー用紙) < P5 - 6 >

< 意見内容 >

現行の「古紙パルプ配合率 70%以上であること。」をそのまま継続してください。配合されている古紙パルプをバージンパルプに置き換えることに反対します。

< 理由 >

1. グリーン購入法は「持続的発展が可能な社会の構築を推進する」ことを目的としており、メーカー都合で改訂されるべきものではありません。一部の製紙メーカーの方針転換で古紙回収事業者や需要サイドに混乱が生じていることが今回の見直しの理由になっていますが、このような改訂は、製紙メーカーの都合を容認するにすぎず、混乱の是正には逆効果だと思われます。
2. 資源の有効利用の観点、及び古紙パルプの高配合は製造時の生産プロセスエネルギーが大きく抑えられるという観点から、従来通り古紙の配合率を極力高く設定することが望ましく、法の主旨とも合致します。
3. 事業者側の主張は古紙を輸出し続けることを前提にしていますが、中国での古紙需要がいつまで続くかは不明です。また、輸出入に頼るのではなく、国内での「地産地消」をめざすことが世界的に認知されている循環型社会の基本であると考えます。

4. 製造過程では、バージンパルプより古紙パルプの方が化石燃料由来のCO2排出量が多いというデータがありますが、これは白色度80%の高級紙（A2コート紙）製造の際のデータであり、「白色度70%程度以下」と規定されているコピー用紙や印刷用紙（塗工紙及びカラー用紙を除く）には該当しません。また現在製紙メーカーでは、バージンパルプ製造時や古紙パルプ製造時に限らず脱化石燃料化でバイオマス燃料への転換が急速に進められており、バージンパルプ製造時の黒液の優位性を主張する根拠がなくなっています。
5. 白色度を下げることにより、CO2総排出量が減少することは周知の事実ですので、検討すべき見直し事項は白色度を下げることであり、古紙パルプ配合率を減らすことではありません。
6. 現在、輸出価格に連動して国内古紙価格が上がり、製紙メーカーは安い古紙を購入しにくい状況にあります。グリーン購入判断基準をゆるめることで古紙配合率の低下を正当化するやり方は間違いです。
7. 印刷情報用紙の生産量は紙全体の37%を占めています。そのうちの古紙利用率は2004年で27%に過ぎず、むしろこの分野の古紙利用を進めていくべきだと考えます。代替すべきは古紙の70%からではなく、30%のバージンパルプの部分置き換えるべきです。
8. 「環境に配慮された原料」とは、「持続可能な森林経営」が継続的に行われている人工林からのものであり、原産国の森林認証を受けている森林であっても天然林を対象にすることは認められません。
9. 製紙業界の目標である古紙利用率 62%でさえまだ達成されていない現在、判断基準で古紙配合率を下げることは古紙利用率目標を緩和し、古紙リサイクルにブレーキをかけることになります。